

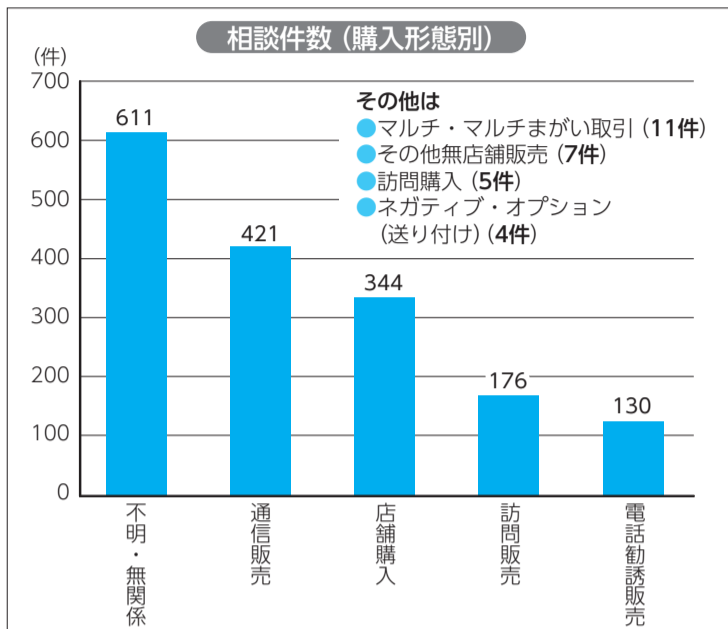
相談が多かった内容

商品・役務	内 容	件数
商品一般	商品(サービス)が特定できないもの(架空請求など)	446
放送・コンテンツなど	アダルト情報サイト・出会い系サイト・ギャンブル情報サイト・他のデジタルコンテンツなど	267
融資サービス	フリーローン・サラ金・住宅ローン・ヤミ金など	82
インターネット通信サービス	インターネット接続回線・光ファイバーなど	67
レンタル・リース・貸借	賃貸アパート・レンタルサービス・リースサービスなど	55
役務その他	結婚相手紹介・廃品回収・ホームページ作成など	49
健康食品	酵素食品・深海ザメエキス・ビタミン剤・高麗ニンジンエキスなど	41
書籍・印刷物	新聞・地図・カタログ・紳士録など	41
工事・建築・加工	新築工事・屋根工事・リフォームなど	41
相談その他	交通事故・相隣関係・相続・習慣しきたり・電波障害など	36
移動通信サービス	携帯電話サービス・モバイルデータ通信	35
自動車	四輪自動車・自動二輪車・部品・タイヤなど	32
修理・補修	電気製品修理・自動車修理・家具修理など	32
空調・冷暖房・給湯設備	太陽光発電・ヒートポンプ給湯器・電気温水器など	24
電話機・電話機用品	スマートフォン・携帯電話など	20

急増! 消費者トラブル



平成29年度の相談は1709件で、前年度より399件も増加しました。



相談件数では、架空請求はがきの急増で不明・無関係がトップでした。インターネットやテレビ、新聞を

相談件数では、架空請求はがきの急増で不明・無関係がトップでした。インターネットやテレビ、新聞を

利用した通信販売(光回線サービスへの勧誘や健康食品の購入など)も目立ちました。

注意! 催眠商法(SF商法)

日用品などがもらえるとうたった健康講座を開き、講座の最後に高額商品を販売する。参加者は日用品をもらったことや周りの雰囲気でのまれて結局購入してしまう。

被害に遭わないためのチェックポイント

- 安易に会場に行かない
- 日用品などはもらわない

慌てないで! 催眠商法はクーリング・オフ(無条件解約)ができます

契約日の8日以内であれば解約できます。

勧誘ルール(特定商取引法)

訪問販売・電話勧誘業者の義務と禁止行為	行政処分	刑事罰
勧誘に先立って事業者名や氏名、勧誘目的であること、勧誘商品などを明示する義務	○	-
勧誘を受ける意思があるかどうか確認する義務	○	-
契約をしない意思を表示した者への再勧誘の禁止	○	-
申し込み書面と契約書面を交付する義務(同時契約の場合は契約書面の交付のみで可)	○	○
不実告知、重要事項の故意の不告知、威迫・困惑の禁止	○	○

法律で禁止されている再勧誘を受けて不本意な契約をしてしまった場合でも、無条件解約できません。高

訪問販売・電話勧誘販売の再勧誘は禁止です!

自分を守る最強の手段は「ぼんきん断り」です。

額外契約は解約料も高額になります。

知っていますか? 訪問販売・電話勧誘販売の再勧誘は禁止です!

訪問や電話での急な勧誘はすぐに決めず、業者や契約内容などを慎重に検討してください

リフォームなど高額な契約をするときは複数の業者から見積書をもらうようにしましょう

※無料点検などをかたって家上がり、すぐに工事が

訪問や電話での急な勧誘はすぐに決めず、業者や契約内容などを慎重に検討してください

必要と不安をおおって工事契約を結ばせるケースがあります。

世代別では60歳以上の相談が38・2%

高齢者の老後の資金への不安に付け込み「絶対にもうかる」などと金融商品などの購入を勧誘するケースがあります。うまい話は絶対ありえません。きっぱりと断りましょう

『アマゾン』をかたる架空請求にご注意!

アマゾンジャパン合同会社など、『アマゾン』をかたる詐欺が多発しています。覚えのない請求は無視してください。

これだけは覚えておきましょう

- 実在のアマゾンはSMS(ショートメッセージサービス)で未納料金を請求しない
- 記載の連絡先には電話しない。電話をしても正当な理由のない請求には応じない
- 心配であれば消費生活センターへ連絡

架空請求の流れ



1 SMS送信

有料動画の未納料金が発生しています。本日に中に連絡がない場合、法的手続きに移行します。
アマゾン●● 03-0000-0000



2 大変だ! 電話しなきゃ!



3 動画サイトの未納料金はAmazonギフト券で支払ってください。

券はコンビニで購入して、記載の番号を伝えるまで携帯電話を切らないでください。

4 購入しました。番号は...



だまされないで! 典型的な詐欺です!



お気軽にご相談ください

消費生活センター(市役所2階) ☎0276-30-2220

● 相談時間: 午前9時~午後4時(土・日曜日・祝日、年末年始を除く)

緊急の相談は消費者ホットライン「188」へ! 開所している相談窓口をご案内します。

架空請求はがきに注意!